

協会けんぽ東京支部による健康づくりサポート

協会けんぽ東京支部では健康づくりに取り組む企業をサポートしています。

健康診断・特定保健指導

生活習慣病予防健診や人間ドックなど健診費用を補助しています。
健康診断の結果をもとに、保健師・管理栄養士が生活習慣の改善をサポートしています。



健康診断・特定保健指導についてはこちら

健診結果に基づく受診勧奨

生活習慣病等の重症化予防対策として、健診結果（血圧、血糖、脂質、胸部エックス線）で「要治療」「要精密検査」と判定されながら医療機関を受診していない方に対して受診勧奨を行っています。この受診勧奨は、生活習慣病の重症化および合併症の発症等を防ぎ、医療費適正化およびQOLの維持を図ることを目的に実施しています。



健診結果に基づく受診勧奨についてはこちら

健康づくりに関する情報提供

健康経営の各種取組項目に関するサポート資料のまとめページを協会けんぽ東京支部ホームページにおいて公開しています。
また、健康づくりに関するセミナーの開催や資料の提供なども随時行っています。ぜひご利用ください。



健康づくりサポートページはこちら

関係団体によるサポート

東京労働局について

東京労働局は、「働く」ということに関連する様々な行政分野を総合的・一体的に運営しながら、地域に密着した行政を担う厚生労働省の地方機関です。

仕事を探している方、働いている方、事業を行っている方などと広く接し、様々な相談に対応して、課題の解決に取り組んでおり、地域や国民の皆様からの期待に応えるため、管内の労働基準監督署・ハローワークとともに様々な行政サービスを提供しています。

労働基準行政 (労働基準監督署)

- ◆労働条件の確保・改善 ◆働く方の安全、健康確保 ◆労災保険の給付
- ◆労働保険料の徴収、労働保険の加入促進

雇用環境・均等行政

- ◆非正規労働者の待遇改善 ◆女性活躍の推進 ◆ハラスメント対策
- ◆働き方改革 ◆フリーランスとして安心して働ける環境整備

職業安定・ 人材開発行政（ハローワーク）

- ◆求職者に対する就職支援 ◆求人者に対する充足支援 ◆失業等給付の支給
- ◆スキル向上・キャリア開発支援 ◆民間人材サービス事業の適正な運営の促進



東京労働局 HP



東京労働局公式 X

関係団体によるサポート

東京産業保健総合支援センター

東京産業保健総合支援センターではメンタルヘルス対策を中心に健康経営に取り組む企業に対して様々なサポートを無料でを行っています。

産業保健スタッフに対する 産業保健に関する研修の実施

産業医、保健師、衛生管理者、人事労務担当者等を対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。

メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策の専門スタッフによる、職場のメンタルヘルスに関する取組について支援を行っています。

専門的相談への対応

産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な経験を有する専門スタッフが、様々な問題について、電話、窓口、メール等で相談に応じています。

治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援に精通した専門スタッフが職場を訪問し、両立支援制度の導入や具体的な取組について支援しています。

独立行政法人 労働者健康安全機構 東京産業保健総合支援センター

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6 - 14 日本生命三番町ビル 3F

TEL : 03-5211-4480 / FAX : 03-5211-4485

COLUMN

「産業衛生の視点から見た健康経営」



東京都医師会
理事 水野 重樹

産業衛生の視点から従業員の健康維持・増進のために事業所に取り組んでほしいことは、まずは、法令遵守と基本的な健康管理で健康診断の確実な実施と事後措置や長時間労働の是正、ストレスチェック制度の導入、快適な職場環境の整備です。そして、メンタルヘルス対策の強化で、相談窓口の設置と周知、管理職・従業員への研修とコミュニケーションの活性化です。更に健康増進・生活習慣改善への支援を行い、疾病予防の取組、疾病と仕事の両立支援、健康意識向上のための情報提供です。推進体制の構築では、産業保健スタッフ（産業医、保健師等）との連携強化と衛生委員会の活性化が必要です。

産業医の設置や産業保健総合支援センター・地域産業保健センター活用は、労働者の心身の健康確保と企業のリスク回避（法令遵守）の両面から不可欠であり、健康経営の実現と持続可能な事業運営の基盤となります。また、産業医とさんぽセンターを連携させることで、一体的な健康管理体制を構築できます。そして、産業医の設置・活用には、労働者の健康管理と予防、専門的・医学的判断、企業のリスク管理、業務効率化と生産性向上をあげ、産業保健総合支援センター（さんぽセンター）・地域産業保健センターの活用や専門家による無料サポートや情報提供と研修により、連携のハブ機能を充実させることができます。2025年5月の法改正で、産業医の選任義務がない小規模事業場でも、ストレスチェックの義務化が決まり、2028年5月までに施行されることになっています。また、小規模事業場でも、地域産業保健センターの「地域窓口」や地域産業保健センターを活用し、産業医の訪問指導を受けることが可能です。これらを積極的に活用することが、現代の企業経営において極めて重要です。